

柏市立児童相談所設置に関する懇談会

第 1 回

令和元年 6 月 3 日

柏市

《次第》

1 開会

2 挨拶

3 資料説明について

(1) 懇談会設置と今後のスケジュール (スライド1～3)

(2) 児童虐待の防止等に関する法改正等の経過と柏市
(スライド4～5)

(3) 児童相談所の概要等 (スライド6～9)

(4) 児童虐待の本市の現状と相談体制 (スライド10～17)

(5) 現状における課題，他団体の事例など (スライド18～27)

4 意見交換 (スライド28)

1. 懇談会設置について

1 設置趣旨

児童相談所の設置に向け，市が持つ地域資源や児童福祉行政の現状を踏まえ，あり方を検討するもの

2 会議形式

懇談会形式として実施

（幅広く意見を収集し，協議による意見集約は行わない）

※会議は原則公開

3 会議の検討テーマ（予定）

- ① 柏市における児童相談所のあり方について（3回程度）
- ② 児童相談所設置に係る詳細について（3回程度）

2. 懇談会構成員について

■ 外部委員（五十音順）

（令和元年6月3日現在）

委員	職名等
柏女靈峰	淑徳大学教授（社会福祉学専攻）
鎌倉和子	元千葉県柏児童相談所長
小橋孝介	医師，松戸市立総合医療センター小児科医長
長瀬慈村	医師，柏市医師会会長
箱田久美子	社会福祉法人晴香 専務理事
牧田謙太郎	弁護士，柏市教育委員

■ 庁内委員

委員

学校教育部長

保健所長

こども部長

3. 今後のスケジュールについて（案）

検討項目	検討方法
<p>【上半期】</p> <p>・柏市における児童相談所のあり方（基本的方針） （総論）</p>	<p>【第1回】6月3日 《市の特徴を活かした児童相談所を設置するための》</p> <ul style="list-style-type: none">・組織体制のあり方・関係機関との連携，情報共有のあり方・施設機能のあり方 <p>【第2回】7月 《一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な援助を確保するための》</p> <ul style="list-style-type: none">・一時保護所のあり方 <p>【第3回】8月 《子どもの最善の利益のために，社会全体で子どもを育むための》</p> <ul style="list-style-type: none">・社会的養護のあり方・まとめ
<p>○上半期は柏市の現状や課題に適した児童相談所設置のあり方，総論部分を意見収集</p>	
<p>【下半期】</p> <p>・虐待対応に係るあり方 ・社会的養護のあり方 （各論）</p>	<p>【第4回～第6回】10月～1月に実施予定 （検討テーマ案）</p> <ul style="list-style-type: none">・児童相談所と家庭児童相談担当の役割分担・虐待発生予防，早期発見，対応のため体制整備・児童相談所の機能・整備，ふさわしい候補地・社会的養護の拡充，整備等
<p>○下半期は上半期の意見等を踏まえ，各論的な内容を地域の実情等を含めて意見収集</p>	

4. 児童虐待防止対策に関する主な法改正と柏市①

年	法改正と主な内容等	柏市の動き
平成12年	児童虐待防止法の成立 ・児童虐待の定義 (身体的・性的・心理的虐待, ネグレクト) ・住民の通告義務 等	
平成16年	児童虐待防止法・児童福祉法改正 ・通告義務範囲の拡大 (虐待を受けたと思われる場合も対象) ・市町村を虐待通告先に追加 ・ <u>中核市が児童相談所設置可能に</u> 等	
平成18年	—	柏市要保護児童対策地域協議会を設置 (市：11,関係機関14)
平成19年	児童虐待防止法・児童福祉法改正 ・児童の安全確認に必要な立入調査等の強化 ・児童虐待を行った保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化 等	
平成20年	児童福祉法改正 ・要保護児童対策地域協議会機能強化 ・里親制度の改正等家庭的養護の拡充 等	

5. 児童虐待防止対策に関する主な法改正と柏市②

年	法改正と主な内容等	柏市の動き
平成23年	民法，児童福祉法等の改正 ・親権の停止制度の創設 ・親権者等のない里親委託中又は一時保護中の子どもへの児童相談所長の親権代行 等	2歳10か月の男児死亡事例発生
平成24年	—	柏市における児童死亡事例の検証結果報告書の公表について
平成25年	—	柏市児童虐待及びいじめ防止条例・施行（議員提案）
平成28年	児童福祉法の改正 ・子育て世代包括支援センター法定化 ・市町村における支援拠点の整備 ・児童の福祉を保障するための理念の明確化 ・ <u>中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう国は必要な措置を講ずる（附則）</u> 等	
平成29年	児童虐待防止法・児童福祉法改正 ・虐待を受けている児童等の保護者に対する司法関与 ・家庭裁判所による一時保護の審査 等	妊娠子育て相談センター設置（子育て世代包括支援センター）
平成30年	児童虐待防止法・児童福祉法改正案が閣議決定 ・ <u>中核市への児童相談所設置促進</u> 等	子ども家庭総合支援拠点設置 柏市要保護児童対策地域協議会（市：17,関係機関：17）

6. 児童相談所の概要①

●設置目的

- ・子どもに関する家庭等からの相談に応じ，子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ，子どもの置かれた環境等の把握
- ・個々の子どもや家庭に最も効果的な援助により子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護する。

●設置主体

- ・都道府県・指定都市及び児童相談所設置市

●役割

- ・児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる。
- ・市町村間の連絡調整，情報の提供等必要な援助を行う。

●職員

- ・所長，児童福祉司，児童心理司等
- ・全国の職員数：11,488人（平成29年4月1日現在）

7. 児童相談所の概要②

●業務

- ・市町村援助（市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助）
- ・相談（家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家庭に対する援助決定）
- ・一時保護
- ・措置（在宅指導，児童福祉施設入所措置，里親委託等）等

●相談の種類と主な内容

- ・養護相談：保護者の家出，失踪，死亡，入院等による養育困難，虐待，養子縁組等に関する相談
- ・保健相談：未熟児，疾患等に関する相談
- ・障害相談：肢体不自由，視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害，自閉症等に関する相談
- ・非行相談：ぐ犯行為，触法行為，問題行動のある子ども等に関する相談 等

8. 児童相談所設置に伴う県からの移譲業務③

- 里親に関する事務

里親の認定, 里親に対する指示及び報告徴収

- 児童福祉審議会に関する事務

児童福祉審議会の設置・運営等

- 障害児入所給付費に関する事務

障害児入所給付費の支給, 支給決定等

- 指定障害児入所施設に関する事務

指定障害児入所施設の指定, 同施設に対する報告の命令等

- 障害児入所医療費に関する事務

障害児入所医療費の支給

- 養子縁組に関する事務

児童相談所長が親権を行う児童等の養子縁組に係る許可

など

9. 児童相談所設置のメリット・効果

●メリット

- ・基礎自治体である本市が児童相談所を設置することにより、身近な相談機関として機能するとともに、児童虐待の窓口の一元化が可能

●効果

・迅速性，機動性

基礎自治体であることから機動性に優れ，通告から安全確認まで迅速な対応が可能

・身近な相談窓口

日常的な相談窓口を持つ市が児童相談所を設置することで，児童相談所の相談窓口が市民に近くなり，相談しやすい体制ができる

・他部局課との密接な連携

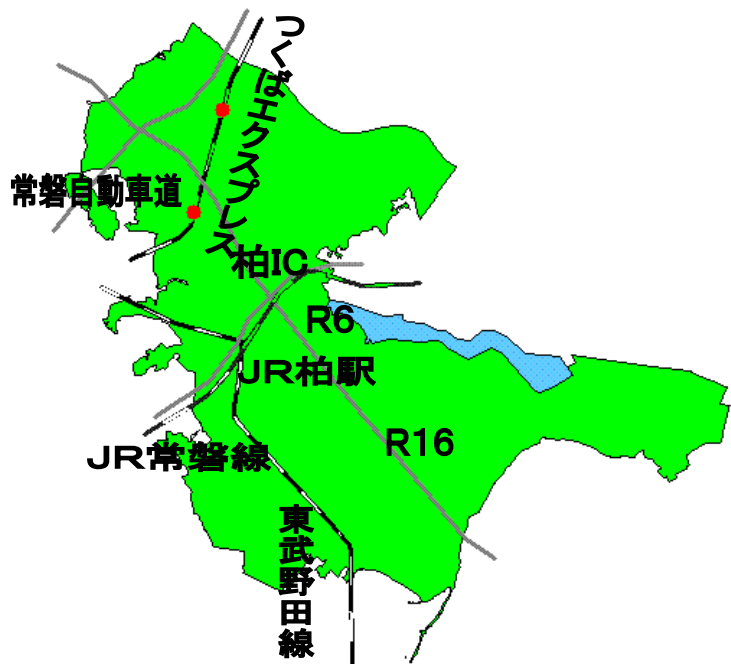
市の他部署との連携により，身近な住民情報が入りやすく効果的な対応を行えるほか，市関係機関と連携した見守り対応が行いやすい

・自己完結性

措置や一時保護所等が必要な世帯への対応も市内部で完結し，市として切れ目のない一貫した対応が行える。

10. 柏市の概況

【子育て支援施設に係る主な市の資源】



- 市制施行 : 昭和29年
- 中核市移行 : 平成20年
- 人口 : 417,218人
- 児童人口 : 65,772人
- 出生数 : 3,169人/年
- 世帯数 : 186,470世帯
- 面積 : 114.7Km²

※人口は住基台帳（H30.3現在数値）

※出生数はH29年度人口動態数値

	子育て支援施設等	箇所数	備考
母子保健	保健所	1	特定妊婦・ハイリスク妊婦 約500人/年
	妊娠子育て相談センター	4	
子育て相談	地域子育て支援拠点	22	
	子ども家庭総合支援拠点	1	
保育園等	保育園数（私立・公立）	64	待機児童 国基準ゼロ 5歳児の 97%が各園 に所属
	小規模認可・事業所内保育園数	10	
	認定こども園数	14	
	幼稚園数	22	
	こどもルーム	43	
学校	小学校数	42	特別支援学級 学級 全129クラス
	中学校数	21	
障害	こども発達支援センター	1	
	児童発達支援	28	
	放課後等デイサービス	43	
医療	病院	18	
	一般診療所	216	
県	警察	1	

1.1. 児童に係る支援体制（妊娠から学齢期）①

統計数値：平成29年度

妊娠

出産

乳児

幼児

学齢期

支援が必要な家庭への支援

子ども家庭総合支援拠点（設置H30.4～）（虐待件数217件，要保護児童対策地域協議会管理ケース221件）
地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点

産後ケア事業（母子28組）

出産後，家族等から育児の援助が受けられず，特に育児支援を必要とする家庭を対象に支援を行う。

子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）（68人）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し，子育てについての相談，情報の提供，助言その他の援助を行う。

養育支援訪問事業（48世帯）

養育が特に必要な家庭に対して，その居宅を訪問し，養育に関する指導・助言等を行う。

子育て世代包括支援センター（母子健康手帳交付 3,303人）全数面接，市内4か所（H30.4～）

妊産婦等を支える地域の包括支援体制を構築し，妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供

妊婦健診

（延39,438回）

乳児家庭全戸訪問事業（3,344人）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し，子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う

1歳6か月児健診

（3,391人）

3歳児健診

（3,227人）

保健師が20のコミュニティエリアを地域担当制により対応

・はぐはぐひろば 若柴，沼南（25,969人）※若柴開所H29.11 ・利用者支援事業（沼南59件）

身近な場所で，親子が交流し様々な子育て支援の情報提供を行い，必要に応じ相談等を行うとともに関係機関との連絡調整を行うもの

一時預かり事業（公立保育園5,376人・私立保育園延11,900人）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について，認定こども園，幼稚園，保育園等において，一時的に預かり，必要な保護を行う。

ファミリー・サポート・センター事業（延利用回数9,491回）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として，児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡，調整を行う。

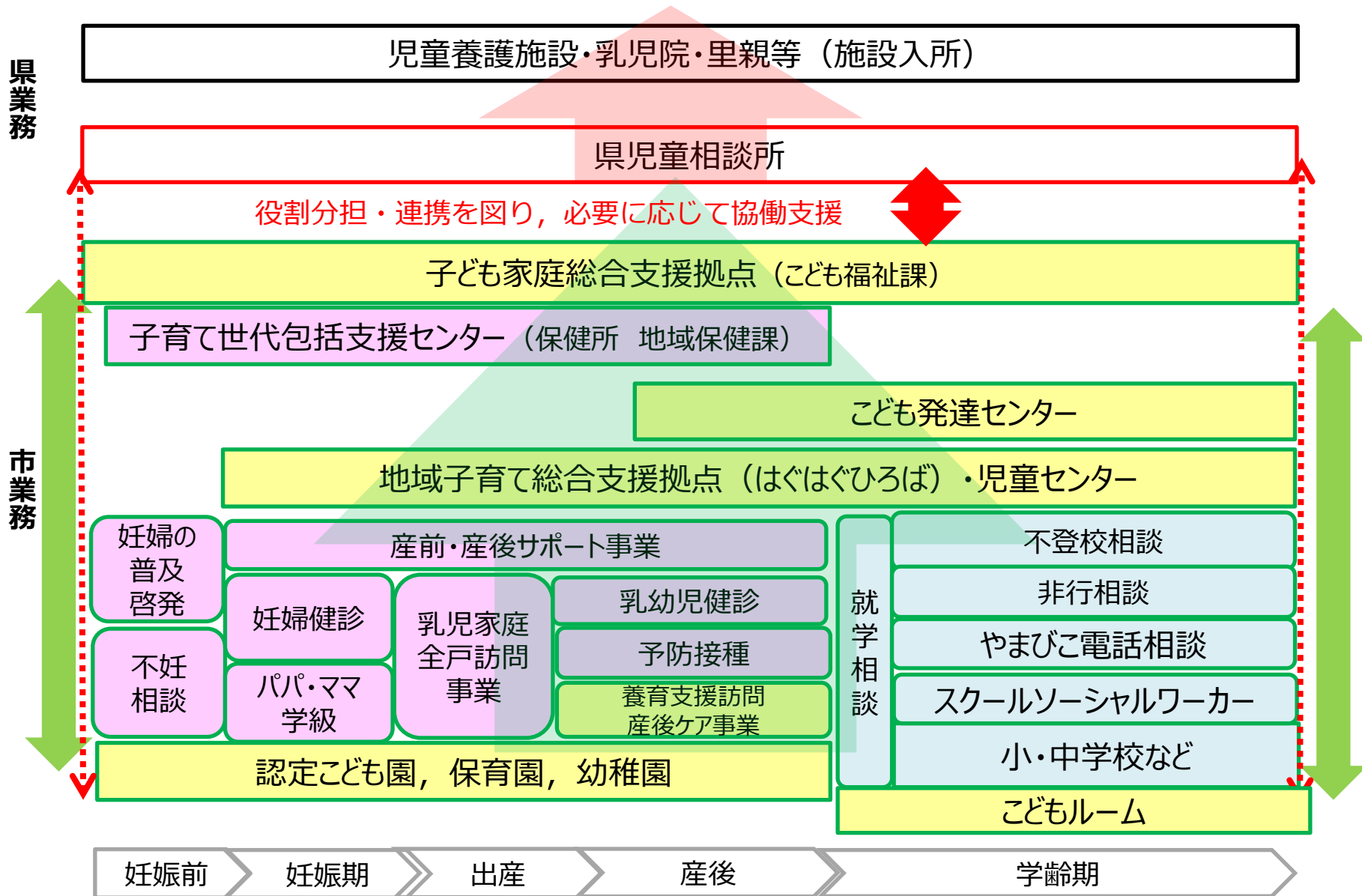
母子保健

子育て支援施策

出生数…3,169人

子どもの家庭に関わる機会の多い市での虐待予防は県の児相とは異なる

1 2. 児童に係る支援体制（全体像イメージ）②



1 3. 柏市における虐待対応件数・要対協の実績 (速報値)

		H30 ^①	H29 ^②	増減 ^{①-②}
新規虐待対応件数		711	217	494
内 訳	児童相談所住基照会	352	※0	352
	市への通告	359	217	142

- ・前年度に比較すると
+494件増
- ・うち統計ルール変更に伴う影響
+352件増
- ・昨年度と同内容で比較すると
+142件増

※但し、昨年度は虐待対応件数ではなく、養護相談としては算定している (337件)

要対協実務者会議	H30対象児童数等		
開催日	児童	特定妊婦	世帯
全6回	259	14	154

- ・前年度に比較すると
児童+58件増
特定妊婦△6件減
世帯+37件増

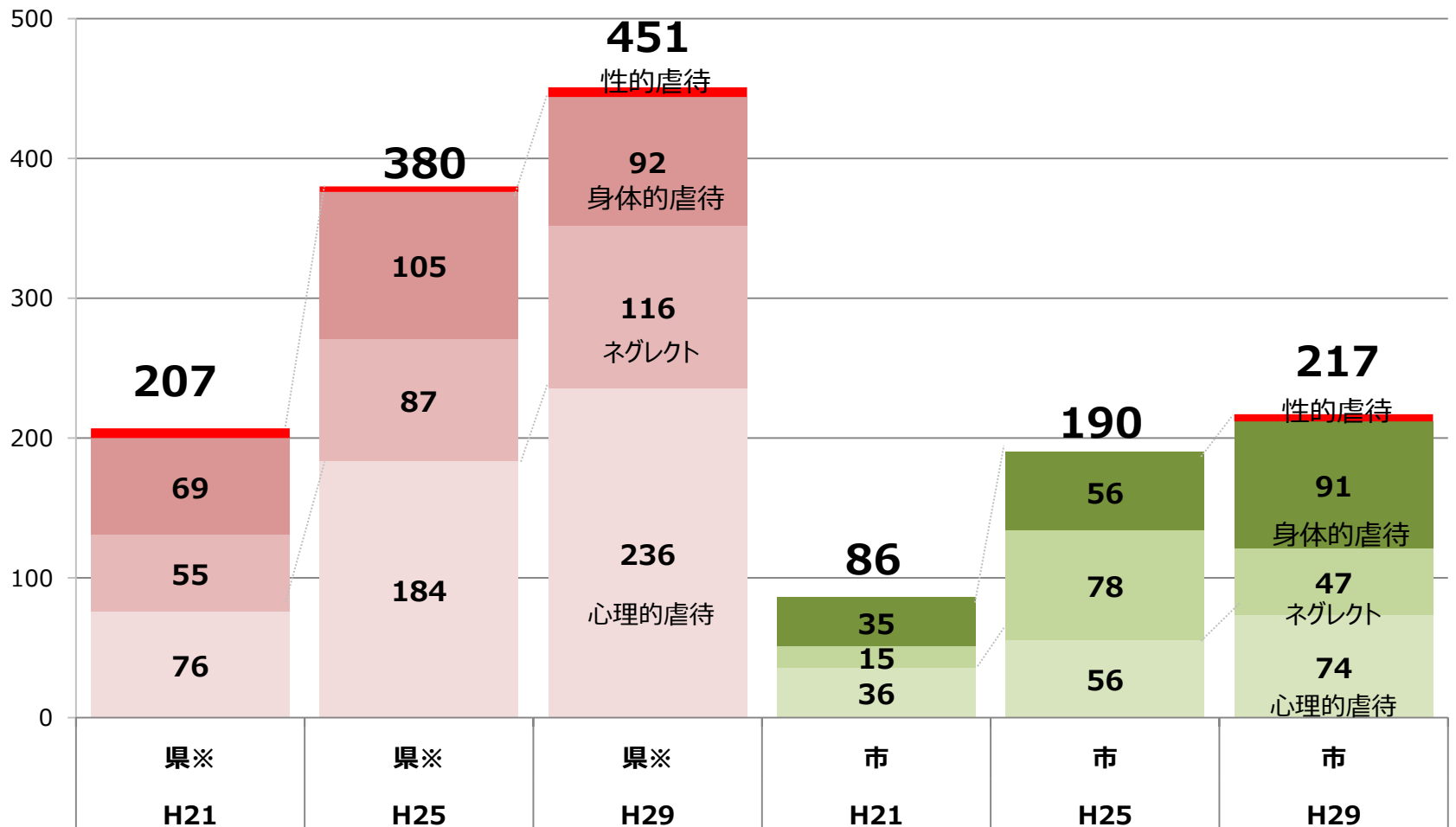
個別支援会議	H30開催回数
関係機関と支援対象児童に関する 支援対応方針を検討	105回

- ・前年度に比較すると
+18回増

平成30年度の実績は増加傾向にある

1 4 . 県は心理的虐待が大幅増，市は全体的な増

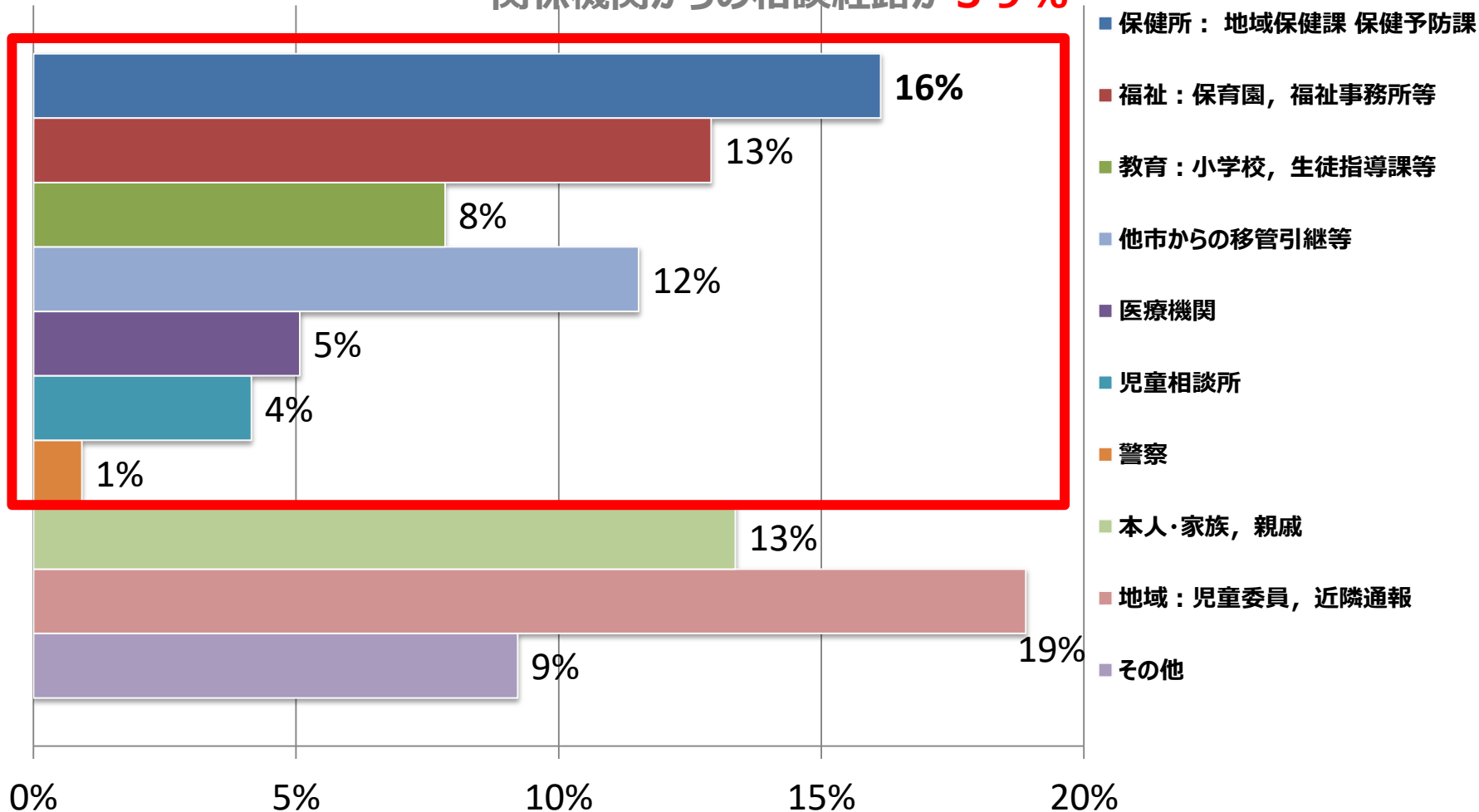
■ 柏児童相談所における虐待件数と市の虐待件数



※県児童相談所における柏市分の内訳が不明のため，県分（柏市分）は柏児童相談所全体の割合で按分計算により算定

15. 虐待件数に係る相談経路の状況

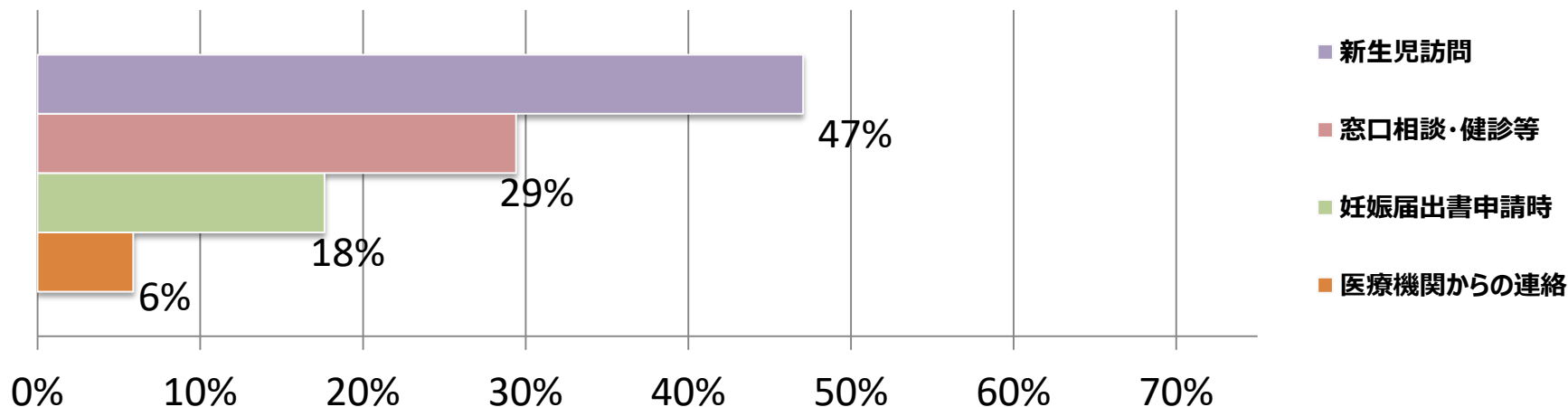
関係機関からの相談経路が **59%**



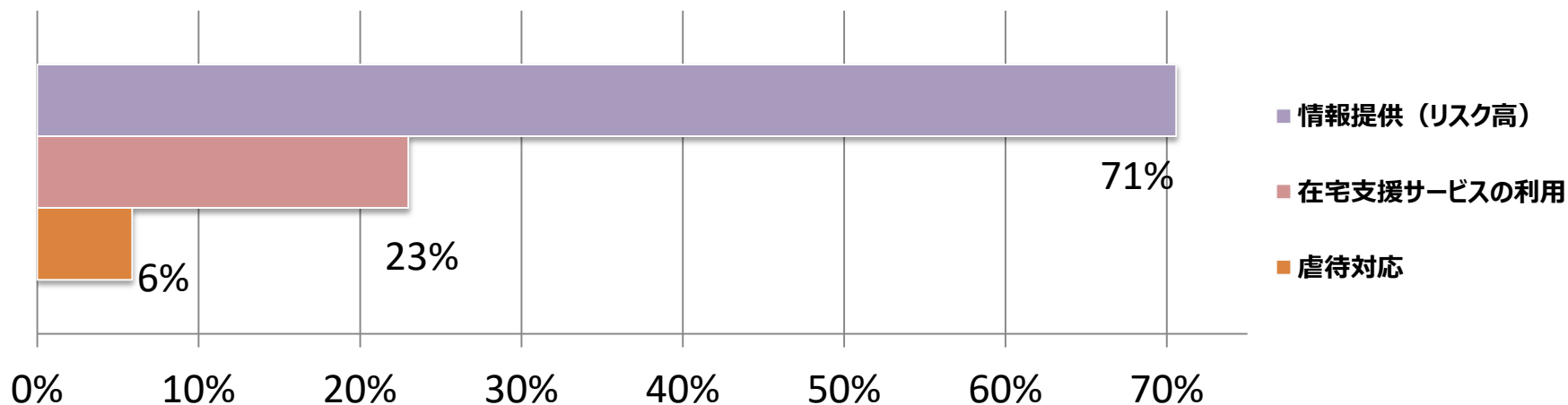
関係機関の中では保健所からの相談経路が多い

16. 保健所から家庭児童相談担当に連携した事案

■ 連携に至った主なきっかけ



■ 連携をした目的



多くの子どもと接する機会を捉えてどのように支援に結びつける体制とするかが課題

17. リスクが高いと情報提供を受けたケースの家庭状況

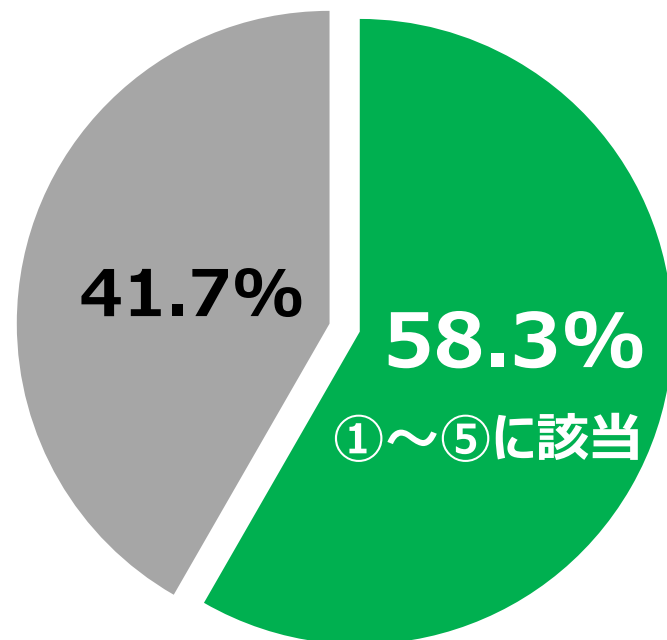
厚生労働省における『子ども虐待対応の手引き』では、リスク要因として主に3点が挙げられている。

- ・保護者側のリスク要因・・・望まない妊娠，産後うつ，精神疾患，薬物依存等
- ・子ども側のリスク要因・・・未熟児，障害児，何らかの育てにくさのある特性等
- ・養育環境のリスク要因・・・未婚を含む単身世帯，DV等

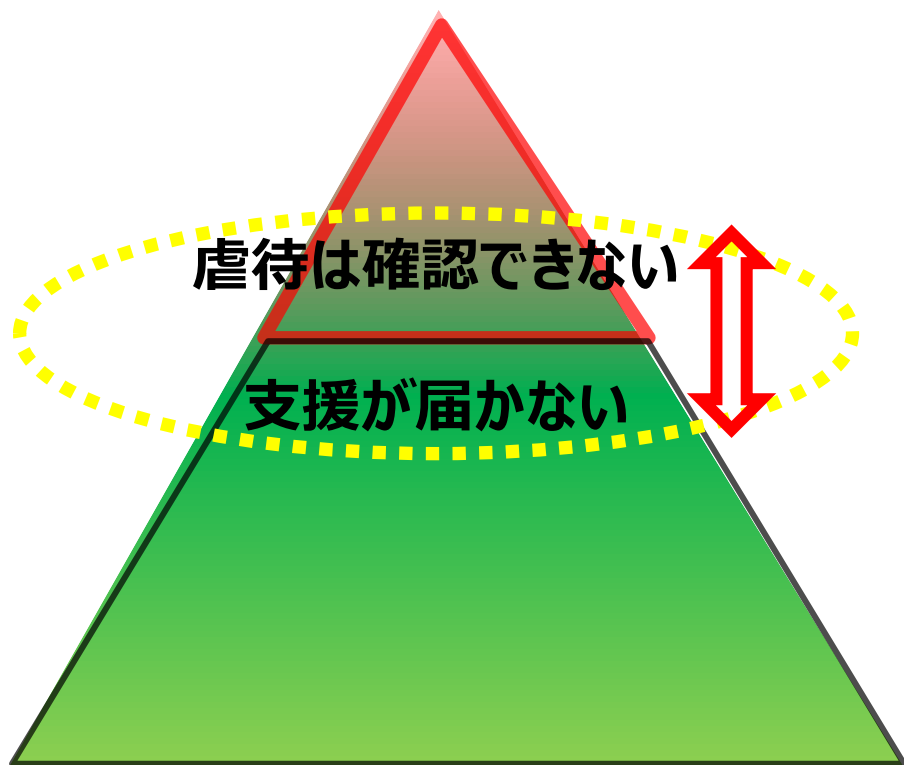
保健所と
家庭児童
相談担当が
連携・情報
共有した
リスクが
高い児童

【リスク要因】

- ①DV
- ②保護者の精神疾患
- ③未婚を含む単身世帯
- ④特定妊婦
- ⑤子どもの発達障害
のいずれかに該当



18. 「介入」と「支援」の狭間への課題①



(課題)

- ・増加する件数に加え、ケースが抱える問題は複雑化している。
- ・市で対応するケースにおいても対応が難しく、支援が拒まれ届きにくいケースがある。

(課題)

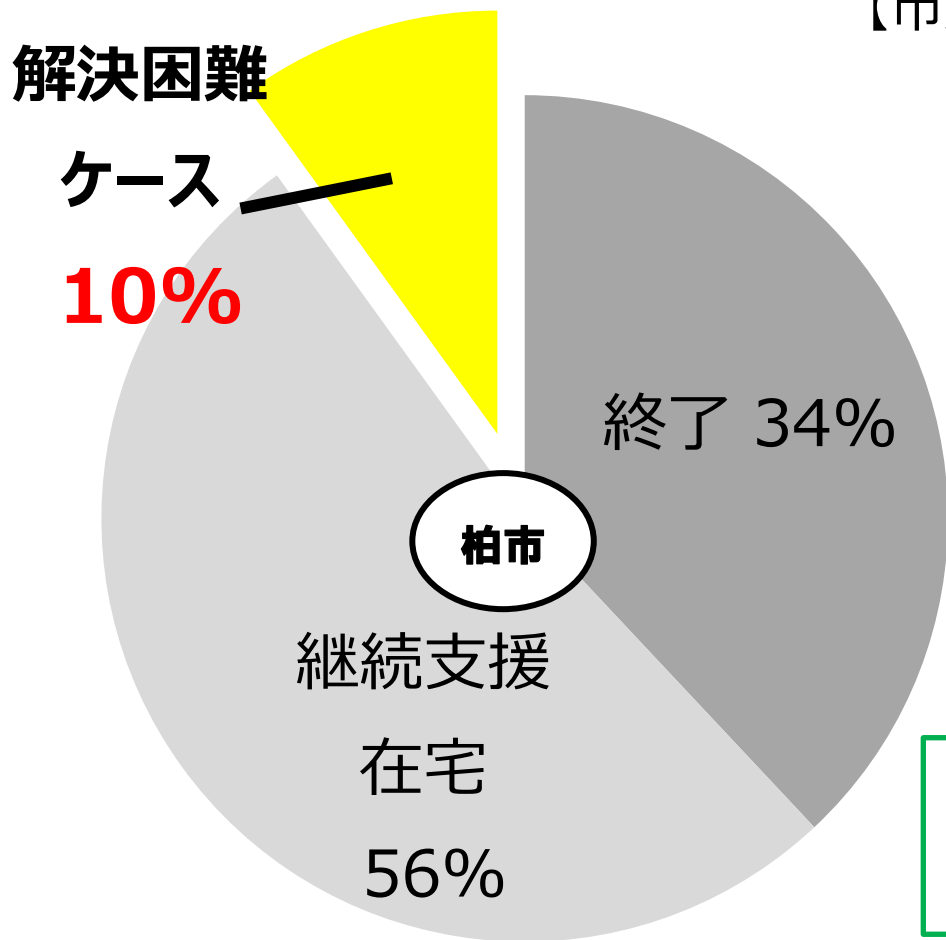
- ・市の「支援」が届かない場合には、県が持つ権限による「介入」が必要。
- ・県には事前情報がないため、県と市における密な協議が必要。
- ・日々増加、複雑化するケースを抱えるなか、引継等に時間を要する場合がある。

(仮説) 地域資源を生かした多くの情報量をもとに、より迅速な対応を可能とすることが市が設置する児童相談所の強み

19. 「介入」と「支援」の狭間への課題②

- 市が要支援者とのこれまでの関わりや情報をもとに、虐待等のリスクが高く市単独での対応が困難であると認識した要対協ケース (平成29年度)

【市が解決困難と認識するケースは】



1割は市単独で解決困難と判断

結果

- 1割のうち、
- ・約45%が一時保護
 - ・約55%が児童相談所と連携して、在宅支援等を実施

対策

特に解決困難なケースには、早期予防・早期介入を迅速に行うことが重要

20. 市が目指す虐待予防のあり方

【現状】

虐待発生

児童相談所の介入

児童相談所は「通告」後に、ケース対応を開始（虐待事例発生後の対応）

そもそも虐待を発生させない仕組みを構築できないか（予防的な対応）

【今後目指す姿】

児童相談所の早期の予防的介入

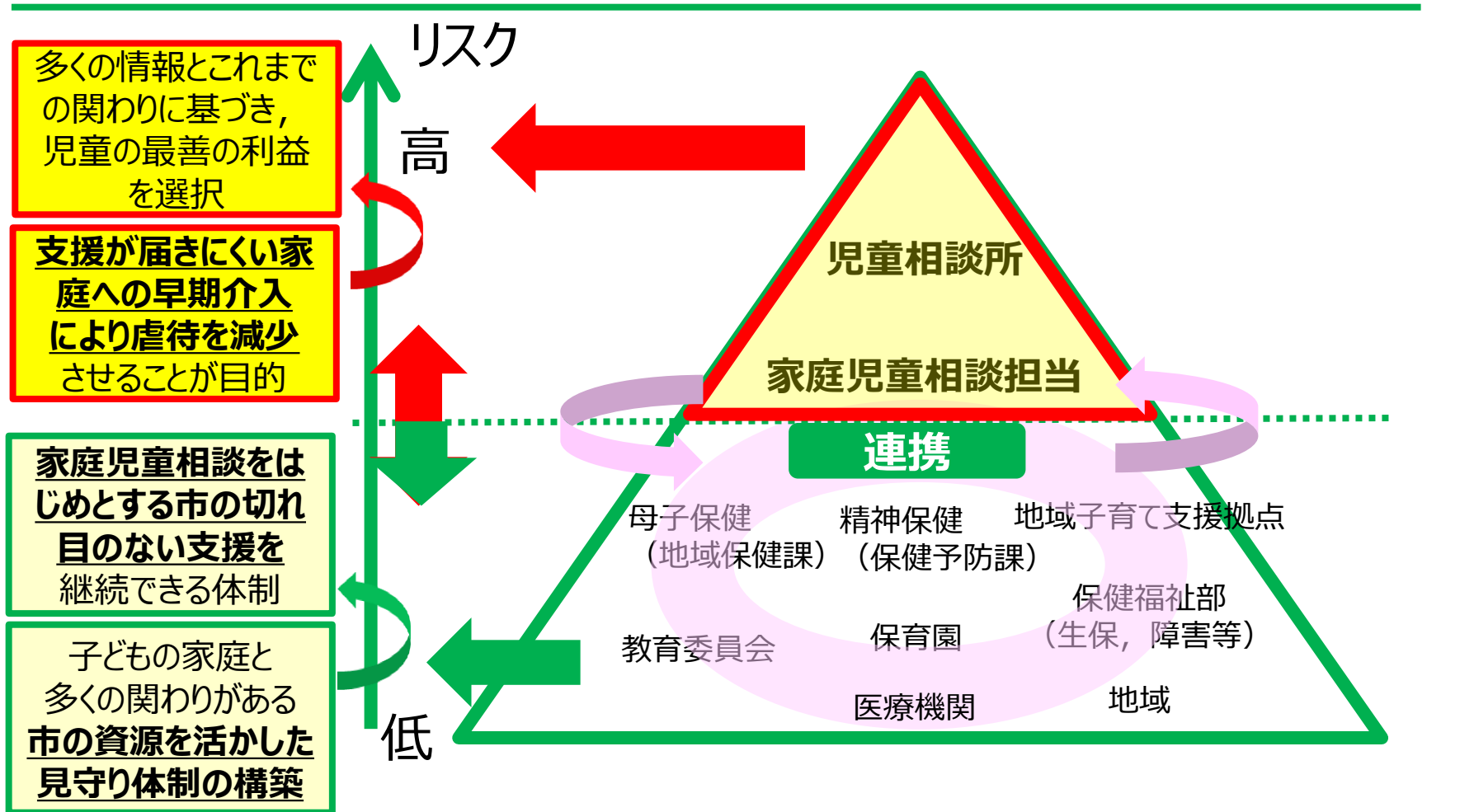
虐待兆候

虐待発生せず

市は妊娠から生まれてからの多くの子どもに関する情報を多く持っている

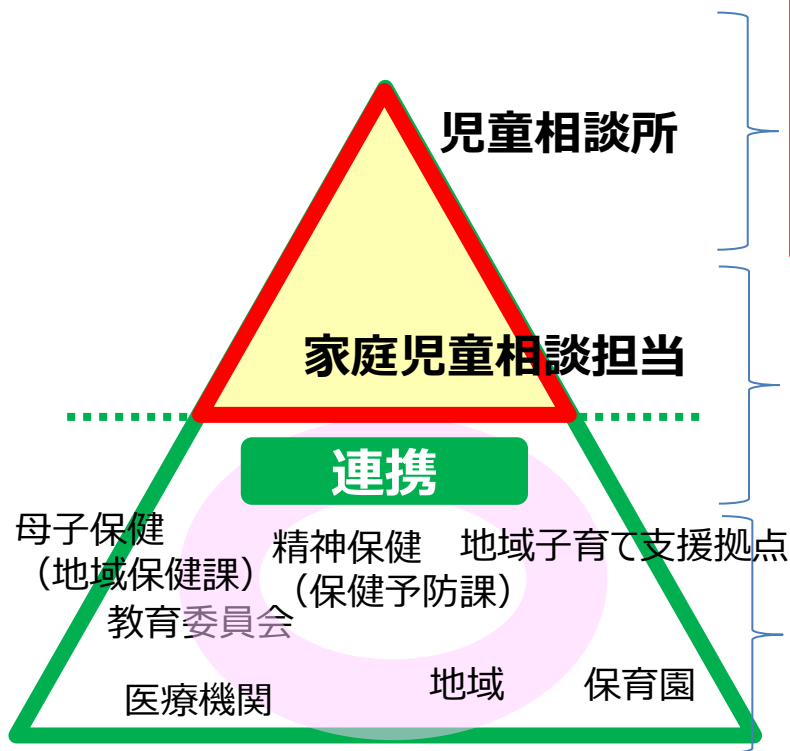
児童相談所と関係機関が重層的な支援を兆候時から実施し、虐待を予防

2 1. 市が目指す児童相談所を含めた体制のあり方



地域資源と情報量を生かした虐待を未然防止できる児童相談体制を目指す

22. 市が目指す体制への課題



・虐待対応へ適した組織体制とは？

例) リスクの大きさに応じた分担
地域に応じた分担
初動、保護など、流れに応じた分担
通告の受け入れ体制

・「予防」における児童相談所の役割とは？

例) 「支援」を拒む家庭への早期介入方法
複数の対応方針が生じた際の児童相談所のリーダーシップ

・市で「支援」と「介入」の両方を担う難しさとは？

例) 保護解除後において親へのケアをどのように進めるべきか？

・家庭児童相談(総合支援拠点)の役割とは？

例) 「介入」と「支援」の狭間に位置する拠点の役割とは？
児童相談所へのつなぎ、保護解除後の支援
関係部署や関係機関、地域からの相談への対応

・各部署や関係機関に求められる役割とは？

例) 児童や保護者の観察など早期発見における役割
ポピュレーションアプローチの確実な実施

・求められる専門性とは？

例) 社会福祉士やスクールソーシャルワーカーの配置など

虐待の未然防止に結びつける早期発見・支援体制の構築を目指す

23. 他団体における児童相談所設置事例①

■横須賀市の状況（中核市）

自治体概要	総人口	児童人口	面積
横須賀市※	406,207	57,264	100.82
柏市	417,218	65,772	114.74

※横須賀市データは児童相談所業務概要より抜粋。柏市データはH30.3末住基人口データ

児童相談所概要	設置年	施設概要 (m ²)
	H18年	施設全体延床面積：約8,684 うち児童相談所：約3,150

<建物の構成>

階	施設名	
5	こども育成部事務室 (こども育成総務課、こども青少年支援課、こども健康課、保育運営課、教育・保育支援課、こども施設課)	
4	療育相談センター ○療育相談・診療部門	
3	児童相談所	
2	療育相談センター ○事務室	
1	こども育成部事務室 (こども青少年給付課)	療育相談センター ○肢体不自由児通園施設 ○知的障害児通園施設

<施設の特徴>

・療育相談機関，障害児の通園施設などこどもに係る担当部署が幅広く同一施設に配置されている。



・市役所から徒歩約2分，警察署，裁判所からも近い

25. 他団体における児童相談所設置事例③

■さいたま市の状況（指定都市）

自治体概要	総人口	児童人口	面積
さいたま市※	1,294,343	207,997	約217 k m ²
柏市	417,218	65,772	約114 k m ²

※さいたま市データはH30年度児童相談所業務概要より

<施設>H30年度開所（現在施設）

<特色>

階層	主な窓口
1階	総合案内，なんでも子ども相談，中高生活動スペース，子ども研究センター等
2階	児童相談所
3階	子どもケアホーム※，教育相談室 ※中学卒業～18歳未満児童心理治療施設
4階	こころの健康センター，総合教育相談室，男女共同参画相談室



子ども・家庭をとりまく課題に総合的に取り組み，子ども家庭，地域の子育て機能を総合的な支援が特色



総合案内



あいぽれっとひろば



つながりカフェ



なんでも子ども相談室



なんでも若者相談窓口



屋根付き運動場

26. 他団体における児童相談所設置事例④

■福岡市の状況（指定都市）

自治体概要	総人口	児童人口	面積
福岡市※	1,570,095	248,751	約343 k m ²
柏市	417,218	65,772	約114 k m ²

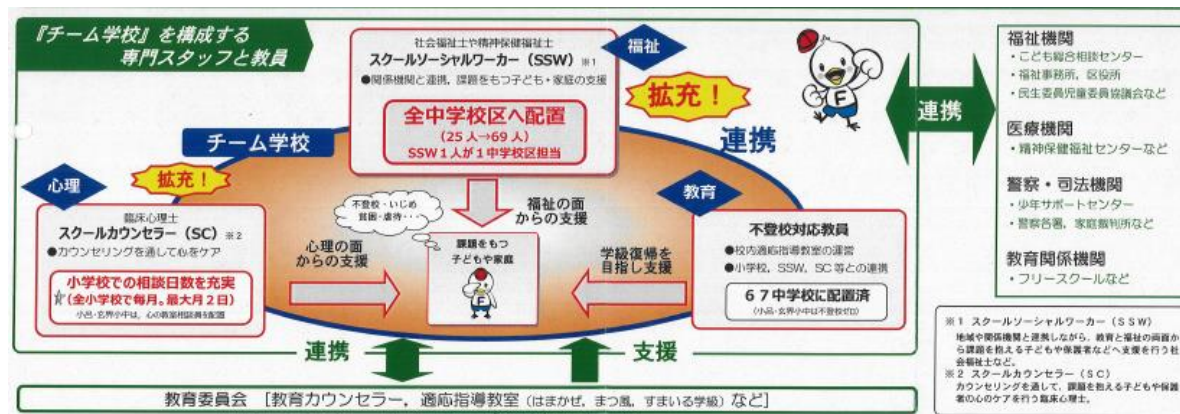
※福岡市データはH30年度こども総合センター事業概要より

《施設概要》

フロア案内

階数	施設名称	施設の主な機能
7F	視聴覚室・研修室	● 視聴覚室等では、当センターの関係機関・団体や子どもの援助団体などの研修を行っています。
6F	面接室・医務室 各種療法室	● 主に心理診断や心理療法、医師による医学的診断を行っています。
5F	相談受付・相談室 屋内運動場・事務室	● 当センターの総合受付があります。 ● 0歳から20歳までの子どもや家族、関係者の皆様を対象に面接相談を行っています。
4F	はまかぜ学級	● 不登校児童生徒の活動支援の場として“はまかぜ学級”があります。
3F	ほっとルーム	● 子どもの福祉に関する一時保護や生活指導を行う“まりんルーム”や“ほっとルーム”があります。 ● 守衛室があります。
2F	まりんルーム	
1F	まりんルーム ロビー・守衛室	
B1F	駐車場	※高さ制限がありバス等は駐車できません。

《教育委員会との連携》



<特色>

- ・所長は児童精神科医，緊急支援課長（介入担当）は弁護士（市の正規職員）
- ・児童相談所内に不登校相談，スクールソーシャルワーカーなどの教育分野と連携を重視

27. 今後の児童相談所設置状況（中核市・特別区）

■ 中核市の状況 ※人口規模は各団体住民基本台帳に基づく，H30.4現在の人口を基礎数値

自治体	人口規模 (児童人口)	延床面積 (規模)	一時保護所 定員	開所年度 (予定)	備考
兵庫県明石市	301,199 (49,560)	2,300㎡	30名	平成31年度	常勤弁護士2名配置 国基準の2倍相当の職員配置
奈良県奈良市	358,155 (51,866)	検討中	12名 (予定)	令和3年度	児童相談所・一時保護所のほか， 地域子育てセンター，療育相談窓口 等との複合施設を検討

■ 東京都特別区の状況 ※人口規模は各団体住民基本台帳に基づく，H30.4現在の人口を基礎数値

自治	人口規模※ (児童人口)	延床面積 (規模)	一時保護所 定員	開所年度 (予定)	備考
荒川区	216,063 (29,108)	2,036㎡ ※一保含	10名	令和2年度	子ども家庭総合支援拠点（子ども家庭支援センター）と児童相談所は 一体的な運営を予定
江戸川区	695,699 (110,526)	4,509㎡ ※一保含	35名		
世田谷区	903,613 (127,097)	4,230㎡ ※一保含まず	26名		

【特別区の動き】

23区のうち22区が児童相談所の設置を目指す。そのうち先行3区の事例を基に，特別区区長会により先進事例を集約し，後に続く19区がその事例を参考に児童相談所設置を目指す。

28. 本日も意見をいただきたい検討内容

《市の特徴を活かした児童相談所を設置するための》

○組織体制のあり方

○関係機関との連携・情報共有のあり方

○施設機能のあり方